

2-2 大学等電子著作物権利処理事業の実験

本年度は、会員大学を対象に権利処理システムの稼働実験の実施と来年度の本稼働に向けた準備を進めた。具体的には、文化庁への著作権管理事業者の登録とそれに伴う管理委託契約約款等の完成、実験に参加する大学関係者向けの説明資料や操作マニュアルの作成、電子著作物取り扱い規程等のモデルおよび著作権助言ガイドの作成、権利処理システムの機能の追加を行ったが、併せて10月に実験に参加する大学を対象に説明会を開催した。

以下に、事業の内容、システムについて概要を報告する。

(1) 文化庁著作権管理事業者の登録

15年度より進めてきた文化庁の著作権等管理事業者の登録は、15年9月10日付で完了し、以下の通りWebサイトに事業者として掲載され、それに伴い本協会に著作物の利用許諾の代理を委任させる契約を定めた「管理委託契約約款」と「使用料規程」について、文化庁の指導のもとで文言修正を行った上で10月17日に届け出を行い、完了した。管理委託契約約款および使用料規程は、以下の通りである。

文化庁 著作権等管理事業者の Web ページ

検索	
登録番号	登録番号 第03007号
登録年月日	登録年月日 平成15年9月10日
名称	社団法人私立大学情報教育協会
フリガナ	シャダンホウジンシリツタイガクジョウホウキョウイクキョウカイ
役員氏名	
No.	役員 の 役職名・氏名
1	役職名 会長 氏名 戸高 敏之 フリガナ トダカ トシユキ
2	役職名 副会長 氏名 白井 克彦 フリガナ シライ カンヒコ
3	役職名 常務理事 氏名 向殿 政男 フリガナ ムカイドノ マサオ

管理委託契約約款

第1条（目的）

この約款は、教育研究用に作成された著作物であって、デジタル方式により表現されているもの（以下「電子著作物」という）の著作権の保護と利用の円滑化を図るため、委託者が受託者（社団法人私立大学情報教育協会）に利用の許諾の代理をさせる委任契約の内容を定めることを目的とする。

第2条（受託の範囲）

委託者は、国公立の大学、短期大学及びそれらに属する教職員とする。

2 委託者は、その有する電子著作物の著作権に係る次に定める利用方法で、管理委託契約において指定したものに関する管理（利用許諾契約に関する交渉及び契約の締結、使用料の收受及び分配、その他これに附随する業務）を委任し、受託者はこれを引き受けるものとする。

一、電子著作物をCD-ROMその他のデジタル記録媒体または紙媒体に複製し、その複製物を譲渡すること。

二、電子著作物をコンピュータ・ネットワークを用いて受信先の受信装置に公衆送信し、伝達すること。

3 利用の許諾は、管理委託契約において許諾の対象としている国公立の大学、短期大学及びそれらに属する教職員とする。

4 委託者が管理委託契約において指定したものについては、使用料規程に定める額にかかわらず、その使用料の額は委託者が決めるものとする。

第3条（著作権の保証）

委託者は、受託者にその著作権の管理を委託するすべての著作物について著作権を有し、かつ、他人の著作権を侵害していないことを保証する。

2 受託者は、前項の保証に関し、必要があるときは委託者にその資料の提出を求めることができる。この場合において、委託者はすみやかにこれを提出しなければならない。

第4条（契約期間）

契約期間は、管理委託契約の締結の日から1年を経過した後で最初に到達する3月31日までとする。ただし、契約期間満了の1カ月前までに、受託者又は委託者が反対の意思表示をしないときには、本契約は自動的に1年間更新されたものとする。

第5条（使用料の徴収の方法）

受託者は、文化庁長官に届け出た使用料規程に基づき、利用者から使用料を徴収するものとする。

2 受託者は、利用許諾契約の促進又は管理の効率化を図るため、必要に応じ、合理的な範囲で文化庁長官に届け出た使用料規程に定める使用料の額を減じた額を利用者に請求することができる。

第6条（受益者の指定）

この約款における受益者は委託者とする。ただし、委託者は、受託者の同意を得て、第三者を受益者に指定し又は指定した受益者を変更することができる。

第7条（使用料の分配の方法）

受託者は、4月1日から翌年3月31日までの1年度の使用料を委託者に翌年度の6月末までに分配するものとする。

第8条（受託者の手数料）

受託者は、委託者から手数料を徴収しない。

第9条（公示・通知）

受託者は、この約款を変更した場合は、変更された約款を遅滞なく受託者のインターネットに公示し、委託者に通知しなければならない。

第10条（管理委託契約款の変更に伴う契約継続の意思確認）

この約款の変更の内容に異議のある委託者は、通知の到達した日から2カ月以内に、書面による申し出により、管理委託契約を解除することができる。

第11条（約款及び管理委託契約の変更の確定）

第9条に定める公示の日から3カ月経過しても第10条に定める解除の申し出がないときは、委託者は管理委託契約の変更について承諾したものとみなす。

第12条（委託者の地位の承継）

相続又は譲渡により委託者の有する著作権を承継した者は、管理委託契約に基づく委託者の地位を承継するものとする。

第13条（承継の届出）

委託者の地位を承継した者は、すみやかにその旨を受託者に届け出なければならない。なお、相続人である承継者が複数いるときは、その代表者が届け出るものとする。

第14条（管理委託契約の解除の方法）

委託者又は受託者は、管理委託契約に違反する行為があったときは、相当

の期間を設けて、当該契約上の履行を催告した上で、義務の履行がない場合は、管理委託契約を解除することができる。

2 受託者が著作権等管理事業法第9条各号のいずれかに該当することとなった場合において、同条第1号、同条第3号又は同条第4号に該当することとなったときは、委託者は前項に定める手続きにより管理委託契約を解除できるものとし、同条第2号に該当することとなったときは、受託者が破産の宣告を受けたときをもって、管理委託契約は当然解除されたものとする。

第15条（財務諸表等の提供）

受託者は、毎事業年度経過後3カ月以内に、著作権等管理事業法施行規則第19条に定める財務諸表等を作成し、受託者のインターネットに公示することにより、委託者に提供するものとする。

第16条（管理委託契約約款の実施の日）

この約款は、文化庁長官が届け出を受理した日から実施する。

使用料規程

第1条（電子著作物の区分）

利用許諾する教育研究用のデジタル化された著作物（以下「電子著作物」という。）の区分は、以下のとおりとする。

- 一、教科書、講義ノート、研究論文
- 二、プログラム・データベース
- 三、資料（静止画含）、作品（静止画含）、演習・練習問題、試験問題、
- 四、授業録画、資料映像（動画、音声）、作品（動画、音声）

第2条（利用方法）

- 一、電子著作物をCD-ROMその他のデジタル記録媒体または紙媒体に複製し、その複製物を譲渡すること。
- 二、電子著作物をコンピュータ・ネットワークを用いて受信先の受信装置に公衆送信し、伝達すること。

第3条（使用料の額）

第2条に規定する方法による使用料の額は、教育利用と研究利用に区分する。

- 一、大学等における教育利用の年間使用料の額は、第1条に定める電子著作物の種類のうち、以下の区分により利用する1授業科目の1年度当たりの履修登録学生数により決定する。但し、利用する電子著作物が複数

の種類で一体になっている場合は、使用料の高い区分に統合した使用料とする。

(1) 教科書、講義ノート、研究論文

50人まで・・・・・・・・ 0円

200人まで・・・・・・・・ 300円

500人まで・・・・・・・・ 500円

500人を超えるときは、100人を超えるごとに「500人まで」の使用料に100円を加算した額とする。

(2) 資料（動画・音声除く）、作品（動画・音声除く）、演習・練習問題、試験問題

50人まで・・・・・・・・ 0円

200人まで・・・・・・・・ 80円

500人まで・・・・・・・・ 230円

500人を超えるときは、100人を超えるごとに「500人まで」の使用料に50円を加算した額とする。

(3) プログラム・データベース

30人まで・・・・・・・・ 0円

200人まで・・・・・・・・ 1,000円

500人まで・・・・・・・・ 2,400円

500人を超えるときは、100人を超えるごとに「500人まで」の使用料に400円を加算した額とする。

(4) 授業録画、資料映像（動画、音声）、作品（動画、音声）

30人まで・・・・・・・・ 0円

200人まで・・・・・・・・ 700円

500人まで・・・・・・・・ 1,900円

500人を超えるときは、100人を超えるごとに「500人まで」の使用料に400円を加算した額とする。

二、大学等の研究利用の年間使用料の額は、以下の区分により1年度当たりの共同研究者数により決定する。但し、利用する電子著作物が複数の種類で一体になっている場合は、使用料の高い区分に統合した使用料とする。

(1) 教科書、講義ノート、研究論文

20人まで・・・・・・・・ 150円

100人まで・・・・・・・・ 250円

100人を超えるときは、50人を超えるごとに「100人まで」の使

用料に60円を加算した額とする。

(2) 資料(動画・音声除く)、作品(動画・音声除く)、演習・練習問題、試験問題

20人まで・・・ 50円

100人まで・・・ 150円

100人を超えるときは、50人を超えるごとに「100人まで」の用料に50円を加算した額とする。

(3) プログラム・データベース、

20人まで・・・ 400円

50人まで・・・ 1,000円

100人まで・・・ 2,000円

100人を超えるときは、50人を超えるごとに「100人まで」の用料に1,000円を加算した額とする。

(4) 授業録画、資料映像(動画、音声)、作品(動画、音声)

20人まで・・・ 300円

50人まで・・・ 900円

100人まで・・・ 1,500円

100人を超えるときは、50人を超えるごとに「100人まで」の用料に600円を加算した額とする。

三、受託者が使用料の額を定める権限を有しない電子著作物を利用する場合の使用料の額は、第3条一号から二号に定める使用料の額にかかわらず委託者が定めるものとする。

第4条(実施の日)

この使用料規程は、文化庁長官が届け出を受理して30日を経過した日から実施する。

(2) 事業方針の一部変更

当初、使用料の徴収と分配は当協会では行わない方針であったが、文化庁の指導により使用料の徴収と分配を行うことになり、契約約款を修正した。

徴収方法は、利用者側の大学に請求書と明細書を送付し、利用者側の大学から当協会へ使用料を納付させることにした。また、使用料の分配は、権利者側の大学に報酬一覧を送付し、当協会から権利者側の大学宛に使用料を送金し、報酬一覧に基づき大学から権利者に分配することにした。

徴収の期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年度分について翌年5月に行い、分配の期間は、同期間分について翌年6月に行うことにした。なお、報酬を受ける権利者が教員など個人の場合や一部団体の場合は、所得税の源泉徴収を行う必要があるため、源泉徴収の証明として、源泉徴収支払調書を当協会に権利者ごとに作成し、権利者側の大学に報酬一覧とともに一括して送付することにした。

（3）運営資金の負担変更

当初は、事業運営のための資金負担を本協会負担の他に参加大学が別途参加費として一部を負担するものとし、実験期間中の15年度のみ参加費を徴収しないとの方針としていたが、参加大学には、機器の導入および人的負担が多くなることを勘案し、運営資金の負担全てを本協会の資金で賄うことにした。

（4）説明会の開催

16年度の本稼働に向けて権利処理システムの稼働実験を行うため、15年10月16日に会員校を対象とした説明会を開催し、127名（89大学、1短期大学）の大学関係者の参加のもと、事業および実験参加のための学内体制や機器など必要な事項の説明を行った。また、権利保護対策として電子透かしや暗号化などに対応し得るよう、大学側が導入する機器やソフトの概要と経費負担についても紹介を行った。

（5）稼働実験

実験への参加募集は、会員大学を対象として8月に行い、さらに10月に参加希望大学へ再度意思確認を行った結果、28大学の参加があった。実験期間は、15年11月末から16年9月末までとし、参加対象は大学および所属教職員とした。実験に際しては、以下のとおり学内の教員に事業への理解と実験への参加協力を求めるための説明資料（次頁に掲載）と学内管理者向けの説明資料（資料編【資料8】参照）を作成するとともに、教員向けと学内管理者向けのシステム操作マニュアルも作成した。

以上のような準備を経て実験に入ったが、学内での機器の手配や設定、著作物のテスト登録など、15年度は学内管理者による動作確認に止まったため、16年度より本格的にはじめることにしている。

インターネットによる 著作権処理の実験について

— ご協力お願い —

電子化した教材、講義ノート、プログラム、演習・試験問題、資料などのコンテンツが大学関係者間で多数作成されてきておりますが、これらのコンテンツをインターネットを介して大学間で教育研究に利用する場合には、著作権を放棄されている場合以外、著作権法に従い、適切な権利処理をしておくことが必要になります。しかしながら、コンテンツの権利処理は複雑なため十分に対応できないのが実情です。

そこで本協会は、大学において教育研究用に作成されたデジタル方式のコンテンツ（電子著作物）の利用をインターネットを介して大学関係者間で実現するため、この度、文化庁において国・公・私立大学における著作権等の権利処理を管理する事業者として登録されました。

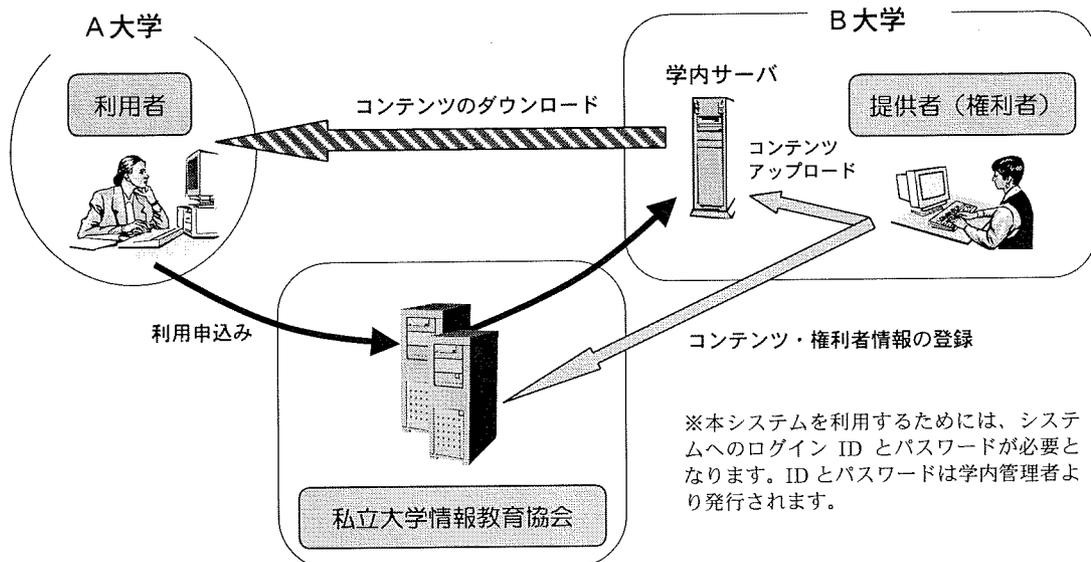
この事業は、大学又は所属教職員が著作権者として登録した電子著作物の利用について、本協会の利用許諾システムを介してインターネット上で手続きすることで、権利処理の便宜を図るとともに、著作権者等の権利保護と電子著作物利用の円滑化を図ることを目的としております。また、著作権者が教員の場合には、電子著作物の利用履歴（利用大学、利用者名、利用目的、利用規模）の情報を希望に応じて得ることができますので、この情報を基礎に利用者からさらに詳細な情報を入手できれば、教育研究業績の基礎データとして活用することが可能となります。

そこで事業を本格化するに際し、一部の加盟大学を対象に実験を行うことにしました。実験は、15年11月下旬から16年9月までの期間とし、同年10月より本格的に運用を始めることにしております。

つきましては、本事業の趣旨をご理解いただき、電子著作物の登録と利用の実験にご協力いただきますようお願い申し上げます。

社団法人 私立大学情報教育協会
会長 戸高 敏之

電子著作物権利処理システムの仕組み



ご協力いただく内容

1. コンテンツの登録

- ① 提供いただくコンテンツの選定
※他者の著作物を引用の範囲を超えて利用している場合は、著作権者に本事業へのコンテンツ提供について許諾を得てください。
- ② 学内サーバへのコンテンツの登録（アップロード）
- ③ 当協会へのコンテンツおよび権利者情報の登録

【本事業で対象とする著作物】

講義ノート、教科書、研究論文、資料、作品、演習・練習問題、試験問題、プログラム、データベース、授業録画などの文字情報、静止画、動画、音声（素材データも含まれます）

2. コンテンツの利用

- ① 他大学より登録されたコンテンツ情報の検索
- ② コンテンツ利用申込みとダウンロード
※本システムを介してダウンロードしたコンテンツの利用は、権利者から特に指定のない限り、複製、公衆送信・伝達（Web 掲載等）の方法に限られます。

システム利用および権利処理代行に関する契約

本システムの利用や、当協会への権利処理代行の委託についての契約は本実験では割愛させていただきます、正式契約は本格稼働の平成16年10月以降となりますので、何卒ご了承下さい。

費用負担と報酬

実験期間中の費用負担は一切ありませんので、登録したコンテンツの著作権料を権利者側で有料とされても、権利者への報酬（著作権料収入）はありません。何卒ご了承下さい。本格稼働での費用は大学で負担いただき、権利者への報酬は大学を通じて分配されます。

コンテンツの登録と利用の画面イメージ

●コンテンツの登録

コンテンツ情報（名前、種類、料金）や権利者情報を登録します。

コンテンツの名称や学系分野、種類などを登録いただけます。

コンテンツのアップロード
本システムを利用してコンテンツをアップロードできます。

料金の設定

料金は、当協会の料金体系（使用料規程）による場合、権利者が設定する場合のどちらでも構いません。

申込み番号	利用日付	コンテンツID	著作物名	利用者の所属	利用目的	利用人数	金額
1	2003/10/03 0038/000000030001		サンプル: 創立伊比奈養老会バランスのグラフ	栄養学部	教育利用	200	80
2	2003/10/06 0038/000000040001		サンプル: 情報倫理	情報学部	教育利用	0	0
3	2003/10/09 0038/000000040001		サンプル: 情報倫理	栄養学部	教育利用	0	0
4	2003/10/07 0038/000000050001		サンプル: 栄養学の教科書	栄養学部	教育利用	0	0
5	2003/10/07 0038/000000050001		サンプル: 栄養学の教科書	栄養学部	教育利用	0	0
7	2003/10/08 0038/000000060001		サンプル: 倫理教科書2	情報学部	教育利用	500	1900
8	2003/10/09 0038/000000060001		サンプル: 創立伊比奈養老会バランスのグラフ	栄養学部	教育利用	1500	330
9	2003/10/09 0038/000000060001		サンプル: 倫理教科書2	情報学部	教育利用	600	2300
10	2003/10/09 0038/000000070001		サンプル: 栄養学の教科書	栄養学部	教育利用	0	0
11	2003/10/09 0038/000000070001		サンプル: 栄養学の教科書	栄養学部	研究利用	150	200
12	2003/10/09 0038/000000070001		サンプル: 創立伊比奈養老会バランスのグラフ	栄養学部	教育利用	1000	280
13	2003/10/09 0038/000000070001		サンプル: 倫理教科書2	情報学部	教育利用	1500	330
14	2003/10/09 0038/000000080001		サンプル: 倫理教科書2	情報学部	研究利用	150	2100
15	2003/10/09 0038/000000080001		サンプル: 倫理教科書2	情報学部	研究利用	150	2100
16	2003/10/09 0038/000000080001		サンプル: 倫理教科書2	情報学部	教育利用	0	0

件数 16件
合計 ¥ 3,629

登録コンテンツの利用履歴の確認

登録したコンテンツがどの程、他者に利用されているか、利用日、利用者の所属（学部等）、利用目的、利用規模、金額を把握できます。本格稼働後、さらに詳細情報が必要な場合は、当協会へ問い合わせただければ、情報を得ることができません。

●コンテンツの利用

他大学の権利者が登録したコンテンツ情報を検索し、コンテンツの利用申込みを行い、ファイルをダウンロードします。

検索条件を指定して、「検索」ボタンをクリックしてください。

キーワード	条件	<input checked="" type="radio"/> すべてのキーワードを含む <input type="radio"/> いずれかのキーワードを含む	
	固定キーワード (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 講義ノート <input type="checkbox"/> 研究論文 <input type="checkbox"/> 作品(動画・音声除く) <input type="checkbox"/> 試験問題 <input type="checkbox"/> 授業録画(動画) <input type="checkbox"/> 作品映像(動画)	<input type="checkbox"/> 教科書 <input type="checkbox"/> 資料(静止画含む) <input type="checkbox"/> 演習・練習問題 <input type="checkbox"/> プログラム・データベース
	自由キーワード	※複数入力する場合	
著作物名			
著作者名			
学系分類	大分類	(未選択)	
	小分類	(未選択)	
種類		(未選択)	
検索		クリア	

コンテンツの検索

キーワード等による検索ができます。

コンテンツ情報の確認

コンテンツ、権利者名等の詳細情報を確認し、利用希望の場合は申込みへ進みます

コンテンツID	0039/0006060E0001		
著作物名	宗義卒の教材		
著作物の学系分類	生活・実践系/栄養・食物学		
種類	資料(静止画含む)		
ファイル形式	PDF		
ファイル容量	150 KB		
ファイルの動作環境	Acrobat Reader		
必要なネットワーク環境			
キーワード	カラコ	宗義卒(イラスト)	黙立則
概要	資料(静止画含む)		
サンプル			
権利者の区分	個人著作		
氏名	私情愔太郎	所属(学部等)または担当部署	栄養学部
著作者の氏名と所属	氏名	所属(学部等)または担当部署	栄養学部
著作者の氏名と所属	氏名	所属(学部等)または担当部署	栄養学部
代表者	氏名	所属(学部等)または担当部署	栄養学部
他者の著作物の利用	原著作(権)者への許諾手続き	手続き不要	
著作権以外の権利	著作(権)者以外の権利者への許諾手続き	手続き不要	
利用条件について	利用方法についての条件		
複製・送信料	【教育目的】		
	10名まで:100円 100名まで:200円 150名まで:300円 200名まで:400円 250名まで:500円 上記の最大人数を超えるときは50名ごとに100円を加算した額とする		
複製・送信料	【研究目的】		
	10名まで:150円 20名まで:100円 30名まで:150円 40名まで:200円 50名まで:250円 上記の最大人数を超えるときは10名ごとに200円を加算した額とする		
申し込みへ進む		戻る	

料金表示と選択

利用目的や利用人数から、該当する金額を選択します。

著作物名	栄養学の教材		
種類	資料(静止画含む)		
ファイル形式	PDF		
ファイル容量	150		
< 教育利用 >			
利用方法	閲覧のみ	複製・送信	複製・送信
人数制限	50人まで	100人まで	150人まで
料金	100円	200円	280円
	選択	選択	選択
利用方法	複製・送信	複製・送信	複製・送信
人数制限	150人まで	200人まで	250人まで
料金	300円	400円	500円
	選択	選択	選択
< 研究利用 >			
利用方法	閲覧のみ	複製・送信	複製・送信
人数制限	10人まで	20人まで	30人まで
料金	500円	1000円	1500円
	選択	選択	選択
利用方法	複製・送信	複製・送信	複製・送信
人数制限	30人まで	40人まで	50人まで
料金	1500円	2000円	2500円
	選択	選択	選択
	複製・送信 50人以上 ※研究目的のみ		

コンテンツのダウンロード

下記のファイル名をクリックすると電子著作物がダウンロードされます。正しくダウンロードできない場合は下記に従ってください。
 (Windowsの場合)マウスを右クリックしてメニューからファイルに保存してください。
 (Macの場合)「Control」キーを押しながらリンクをクリックしてファイルに保存してください。

宗義卒の教材
[こちらに開く](#)

OSK / eiyopdf 宛先: 192.135.96.101 - eiyopdf

保存しています。
 192.135.96.101 - eiyopdf

推奨ファイル名: 9秒 (477 KB 中の 481 KB をコピーしました)
 ダウンロード先: C:\Documents and Settings\W_Vetvopdf
 転送率: 44.1 KB/秒

ダウンロードの完了後、このダイアログボックスを閉じる(仮)

キャンセル

(6) 電子著作物取り扱い規程モデルおよび著作権助言ガイドの作成

14年度より大学教職員（関西大学、早稲田大学、慶應義塾大学）の専門家を交えて検討を続けてきた「電子著作物取り扱い規程のモデル」、「権利持ち分の決定と仲介に関する申し合わせモデル」「著作権者区分のガイド」、「権利者への許諾手続き範囲のガイド」を完成させた。

「電子著作物取り扱い規程のモデル」は、大学で教職員が電子著作物を創作、利用する際に、権利の帰属など判断するために必要な手続きなどを定めたもので、「権利持ち分の決定と仲介に関する申し合わせモデル」は、学内での権利の持ち分を判断する際の考え方について、大学の協力規模と創作の貢献度を組み合わせた申し合わせを例示した。以下にモデル、ガイドを掲載する。

〇〇大学電子著作物取り扱い規程（モデル案）

（目的）

第1条 この規程は、〇〇大学において電子著作物の創作、利用する際に必要な事項を定めることにより、本学における電子著作物の振興普及を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において用いる用語は、著作権法（以下法という）によるほか、次の定義によるものとする。

- 一 「電子著作物」とは、著作物の中でデジタル化された著作物をいい、言語、図、表、グラフ、写真（静止画像）、録画（動画像）、絵画、音声（音楽）などをいう。
- 二 「雇用関係にある教職員」とは、本学の専任教育職員および事務職員、並びに本学と教育研究の任用にあたって契約がなされている非常勤教育職員等をいい、この規程において「本学関係者」と言う。
- 三 「学内LAN」とは、本学が学内に設置する情報通信網をいい、キャンパス間を結ぶネットワーク回線も含む。
- 四 「本学のWebサイト」とは、インターネット上に公開している本学のホームページをいう。
- 五 「権利者」とは、著作人格権、著作権など電子著作物の創作に伴い発生する著作権を有する者をいう。
- 六 「法人著作の電子著作物」とは、法第15条に規定する電子著作物をいう。
「著作」とは、電子著作物の模倣を除く創作行為をいう。

（権利の帰属）

第3条 本学関係者が本学の発意により職務上創作するもので、本学の名義により公開する電子著作物（プログラムの著作物を除く）は、本学に帰属する。

- 2 本学関係者が創作した電子著作物についてその権利の譲渡を申し出たときは、本学がこれを承継することができる。
- 3 本学協力のもとで、本学関係者あるいは本学以外の関係者が協力して創作した電子著作物は、本学および本学関係者と本学以外の関係者を権利者とし、権利の持ち分について別途契約するものとする。

（本学の協力）

第4条 本学の協力とは、教育研究に使用する著作物の電子化およびWebページの整備に伴う施設・設備、要員の提供、外部委託等の支援などを言う。

（コンテンツ委員会）

- 第5条 本学は、電子著作物の権利の帰属および利用に関する事項を審議するため、コンテンツ委員会（以下、委員会）設置する。
- 2 委員会に関して必要な事項は別に定める。

（権利持ち分の決定）

第6条 第3条に規定の権利の持ち分は、電子著作物の創作にかかわった割合に基づき、委員会が定めるものとする。但し、本学以外の者が権利者に含まれる場合は、委員会が仲介し、持ち分決定の交渉を行うものとする。

（権利者の届け出と開示）

- 第7条 第3条に規定の権利者は、別に定める手続きにより届け出を行うものとする。
- 2 本学は、同条第1項の届け出を受けた著作物について委員会に付託し、その結果を速やかに学内ネットワークで開示するものとする。

（電子著作物の管理責任）

- 第8条 届け出た電子著作物にかかわる一切の責任は、権利者が負うものとする。電子著作物に不適切な部分を発見又は委員会等で指摘された場合は、権利者の責任で対処するものとする。
- 2 権利者が本学を退職した場合又は本学との雇用契約が解除された場合は、本学で特に認めたものを除き、権利者の責任において電子著作物を撤去するものとする。
 - 3 委員会は、届け出る電子著作物が以下の各号に該当しないことを確認するものとする。

- 一 教育・研究を目的としないもの
- 二 法令および公序良俗に反するもの
- 三 本学の名誉を毀損又は不利益をもたらすもの
- 四 他者の著作権その他の権利を侵害するもの
- 五 他者を誹謗中傷するもの
- 六 その他本学から公開する情報として不適切なもの

(学内への了解事項)

第9条 次に掲げる事項については、本学担当組織〇〇に届け出又は委員会の許諾を得るものとする。

- 一 電子著作物を学外に公開する場合は、委員会に届け出るものとする。
 - 二 授業の映像の全部又は一部を本学のWebサイト又は学外のWebサイトで公開する場合又はCD-ROMなどで配付する場合は、事前に委員会に許可を申請し、承認を受けるものとする。
 - 三 大学等による遠隔授業で電子著作物を学外に送信する場合は、担当教員から本学担当組織〇〇に届け出るものとする。
- 2 本学のWebサイトで公開する電子著作物の利用目的は、以下に掲げるものとする。
- 一 本学の教育研究活動に使用する
 - 二 本学と他大学等（本学が認める機関を含む）との教育研究に使用する
 - 三 本学の経営管理活動に使用する
 - 四 その他本学が必要と認める使用
- 3 第8条第1項に規定の不適切な電子著作物の対処が実施されない場合は、委員会の議を経て不適切な部分を削除することができる。

(権利処理)

第10条 電子著作物は権利処理が行われているものとし、電子著作物に権利処理済みの表示をするものとする。なお、第三者利用に対して、自由利用を認める場合には自由利用マーク等を電子著作物の冒頭に明示するなど、適切な表示を行うものとする。

- 2 二次的著作物の場合には、原作者に創作の許諾を得るとともに、二次的著作物であることと原著作者名を表示するものとする。また、創作した二次的著作物の利用についても、必要に応じて原著作者に許諾を得るものとする。
- 3 他人の肖像を撮影して利用する場合又は個人を特定した情報の利用は、事前に利用の目的と利用範囲・方法について本人に許諾を得ておくものとする。許諾手続きが不可能な場合は、個人の識別ができないように情報の一部を消去又は加工するものとする。

- 4 放送番組等を録画して利用する場合は、製作会社等の権利者に許諾を得ておくものとする。
- 5 音楽を利用する場合は、権利者または権利処理代行機関の許諾を得ておくものとする。
- 6 新聞・雑誌の記事を利用する場合は、権利者である当該会社等に許諾を得ておくものとする。
- 7 他者の情報をサーバーにアップロード（送信可能化）する場合およびアクセスに応じてサーバーからの送信をする場合は、事前に権利者に許諾を得ておくものとする。

（規程の改廃）

第11条 本規程の改廃は、委員会の議を経て委員会が行い、教授会および理事会に報告する。

〇〇〇〇大学〇〇〇〇委員会
権利持ち分の決定と仲介に関する申し合わせ（モデル）

【モデルの基本的な考え方】

これは、財産権としての著作権の持ち分の決定を整理するために設けた一つの申し合わせの例示ですので、参考にされ大学の实情に即した申し合わせを考えて下さい。

本モデルの策定で特に配慮した点は、大学の協力規模（施設・設備の提供、人的組織の提供、大学資金の提供）と創作への貢献度を組み合わせることにより、持ち分に対する権利者の様々な意見を反映できるように配慮しました。また、学外関係者との関係については、大学および大学教職員が企画・実施に全面的に関与しても、持ち分は6割を限度とすることで学外関係者とのバランスをとりました。

第1条（目的）

この申し合わせは、電子著作物を本学の協力の下で創作した場合の関係者との著作権（財産権）の持ち分および仲介について定めるものとする。

第2条（本学の協力）

電子著作物の創作に伴う本学の協力とは、以下の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 本学の施設・設備の継続的な専用
- 二 本学の教職員による組織的な支援
- 三 本学の資金による支援

第3条（持ち分の割合）

本学と本学の教職員との持ち分の割合は、前条の協力の規模と電子著作物創作に際しての企画、実施に関与した組み合わせにより、以下の度合いとする。なお、以下に該当しない場合は、その都度決定するものとする。

- 一 創作の企画と実施全般に亘る指示・・・9割～6割
- 二 創作の企画・・・・・・・・・・・・・・5割～3割
- 三 創作の実施全般・・・・・・・・・・・・・・5割～7割
- 四 指示を受けての実施・・・・・・・・・・・・1割～4割

※ ここでは、2条の施設・設備、教職員、資金の全ての協力がある場合とそれ以外の協力による場合を想定して、持ち分の割合に多様なケースに対応できるようにしました。

※ 創作の企画とは、目的、用途、創作イメージ、内容構成および関連資料、開発に必要なソフトウェアなど、電子著作物の創作活動に最小限必要な概要としました。

第4条（本学以外の者との持ち分の交渉）

本学と本学の教職員および本学以外の者との持ち分の交渉は、創作に入る前に権利者間で行うものとする。但し、創作前に交渉が困難な場合には、創作完了までに終了するものとする。

第5条（本学以外の者との仲介）

本学および本学教職員と本学以外の者との権利持ち分の仲介は、電子著作物創作に際しての企画、実施に関与した以下の度合いを参考に委員会が仲介する。

- 一 創作の企画と実施全般に亘る指示・・・6割（本学1割、本学教職員5割）
- 二 創作の企画・・・・・・・・・・・・・・3割
- 三 創作の実施全般・・・・・・・・・・・・・・7割
- 四 指示を受けての実施・・・・・・・・・・・・4割

※ ここでは、一号・二号が大学、三号・四号が大学以外の関係者を想定しましたので、一と四、二と三の組み合わせで持ち分を仲介することにしました。

第6条（申し合わせの改廃）

本申し合わせの改廃は、委員会の議を経て委員会が行い、教授会および理事会に報告する。

著作権者区分について

著作物を創作した者（著作者）は、著作物を利用して経済的な利益を得る権利「財産権」と、著作物の公表（公表権）や著作者の名前を表示（氏名表示権）することについての権利や、他者が著作物の内容を改変することを防止する権利（同一性保持権）を持っています。公表権や氏名表示権、同一性保持権を「著作者人格権」と呼んでいます。

「財産権」は他人に譲渡することもできますし、相続の対象にもなりますが、「著作者人格権」は、譲渡も相続もできません。

著作物の財産権者は誰か不明であることも多いので、私立大学情報教育協会のような著作権管理機関が財産権を持つ著作権者を明確にしておくこと、権利の利用がスムーズに進みます。

著作物を創作する場合、創作者は著作者および著作権者となりますが、そうでない場合を含めて、以下に、「著作権者」と「著作者」の判断に必要な事項を示します。

1. 法人著作

大学における法人著作とは、以下の要件を満たすものであり、その場合には大学が著作者であり著作権者となります。

その要件とは、

「企画を立てるのが大学であること（発意）」、「大学の業務に従事する教職員が職務上創作するものであること（職務上の創作）」、「その著作物が大学の名義で公表されるものであること（公表）」、「教職員を著作者にする旨の特段の定めがないこと（特段の定めがない）」

の4点（プログラムの著作物の場合は公表以外の3点）です。4点の内1つでも欠けている場合は法人著作とはなりません。

<<事例1>>大学が企業等に外注委託して教材（著作物）を創作

料金を支払ったかどうか等にかかわらず、実際に電子教材を創作した者が著作者となります。具体的には次の通りです。

- * 大学側の活動が企画、発注、資料の情報提供などで、実質的な創作を行わない場合は、通常「受注した側」の企業等が著作者になります。ただし、契約で、大学側が財産権を譲り受けることもできます。
- * 大学側の活動が作業に際して極めて詳細な点まで指示を行い、受注側の企業等は大学側の指示通りに作業をしたにすぎないと評価される場合には、大学が著作者となる場合もあります。
- * 創作した著作物を大学側が自由に利用するため、また、企業等に営利目的で利用させないようにするためには、著作権の大学への譲渡を契約して

おく必要があります。

<<事例2>>大学が教員の授業を録画してネットワークで配信

権利の帰属について著作権法や判例で明確に示されたものではありませんが、大学と教員がそれぞれ権利を持つという考え方もあります。すなわち、教員が授業を行うことは職務ですので、録画された授業については大学側が財産権を持ち、授業を行う教員側は、録画内容をみだりに改変されないなどの著作人格権を持つと考えられます。この場合には、大学が教員に許諾を得ておくことが重要です。

逆に、教員が自分の授業を録画してネットワークで配信する場合にも、大学の了解を得ることが必要でしょう。

<<事例3>>大学の方針で教員が著作物（例えばシラバス）を創作し、大学の名称を付けたWebサイトや、授業計画書として印刷・配布して公表したとき

職務上、大学の企画の下で教員がシラバスを創作し、大学名を付けた授業のシラバスとしてWebサイトなどで公表したものですから、法人著作に該当すると考えることができます。対象となる教員は専任であれ、非常勤であれ、大学との雇用関係があることを前提としています。

ただし、教員が自発的にシラバスを創作して、教員のWebサイトに掲載している場合は、大学の職務上の著作でないことと、公表が教員個人のWebサイトの中で行われていることから、著作者は個人となります。

2. 共同著作

複数の者が関与した創作のすべてが共同著作とはなりません。共同著作とは各人のかかわった部分がどの部分であるか明確に区別できない場合を言い、全員が著作者となり著作権者となります。

たとえば、書物や論文、エッセーなど、章ごとに担当を決めるなどして、分担した場合は個人著作の組み合わせとなりますので、共同著作には該当しません。

著作権の持ち分については権利者間で取り決めておくことが必要ですが、著作権が譲渡されている場合は譲渡を受けた権利者も含まれます。

3. 個人著作

教職員が単独で創作した場合を言い、教職員が著作者であり著作権者となります。

<<事例1>>大学所属の教員が授業で使用するための電子教材を創作し、インターネットで公開

この場合の著作者は、創作した教員個人になります。ただし、創作を企業等に依頼した場合には、依頼された企業が著作者となり、

教員の著作とはなりませんので注意して下さい。学生が教材の作成を分担している場合には、その学生も著作者となります。

<<事例2>>ゼミのホームページを立ち上げて学生のゼミでの発表物、作品などを掲載

この場合の著作者は学生各人となりますので、例えば、教員が学会で資料の一部として公表するなど、他に転用する場合には各人の許諾を得ておく必要があります。

<<事例3>>教員が教材を作成する際に判決文や条文を利用

この場合、判決文や条文は著作物ではありませんが、著作権保護の対象外ですので、自由に利用することができ、教材は教員の単独の著作物となります。ただし、プライバシー保護には注意してください。

原著作（権）者への許諾手続き範囲について

他者の著作物を複製して新たに著作物を創作した場合や、他者の著作物を加工（翻訳・編曲・変形・翻案）し新たな著作物を創作した場合、原著作者に許諾を得なければなりません。この他、他者の著作物を素材として編集したり、データベース化した場合も同様です。

しかし、利用するものが著作物とはならないもの、著作物であっても著作権の保護の対象とならないもの、引用のように著作物の自由利用が認められるものがあるので、利用者がその判断をする場合の留意事項を以下に示します。なお、許諾の要・不要の判断がつかない場合は、原著作者に許諾を得ることが望ましいと考えます。

Ⅰ. 著作物とならないもの

単なる事実を示したにすぎないものやデータそのものは著作物には該当しません。例えば、死亡記事がこれに該当します。

Ⅱ. 著作権の保護の対象とならない著作物

憲法その他法令、裁判所の判決などは著作物ではありますが、著作権の保護の対象とはならないので、自由に利用することができます。

Ⅲ. 自由利用が認められる場合

著作権の保護の対象となる著作物で、自由に利用できる場合の代表的なものは以下の通りです。

1. 引用

引用は、他者の著作物を自己の著作物に取り入れることを言います。

- ① 引用する著作物が公表されたものであること
- ② 教育、研究において正当と認められる範囲内の利用であること
- ③ 引用部分に括弧をつけるなどして他者と自己の著作物を明確に区別すること
- ④ 自己の著作物が主で引用部分が従となり内容的に主従関係があること
- ⑤ 著作人格権を侵害しないこと

が条件となります。また、引用の際には、必ず、著作者名、題名など「出所の明示」をしなければなりません。

なお、引用する範囲は、著作物の種類に応じてその全部または一部となり、全部を引用する場合は絵画、写真、図表などが該当します。

*引用についての判断基準は①から⑤にありますが、それぞれのケースによって判断難しい場合があるので、許される引用に該当するか不明な場合は、権利者に許諾を得ておくことをおすすめします。

2. 大学の教室における複製

【事例】教員が授業のために著作物を複製し受講生に配布

著作権者の利益を損なわない程度とされていますが、50人程度が限度ではないかと考えられます。

Webのように不特定多数に著作物を配信するような場合は、許諾が必要となります。

3. 許諾を必要とする主な具体例

- ① 翻訳
- ② 他者が作成した文章のアニメ化
- ③ コンピュータプログラムの多機種への移植
- ④ 他者のホームページに掲載されている著作物のコピーと配信
- ⑤ 紙媒体の著作物のスキャニングと配信
など

●許諾手続きでの必要事項●

著作権者に著作物の利用について許諾を得る際には、以下の事項に留意する必要があります。

- (1) 著作権者が誰であるか確認する
- (2) 利用許諾契約書を作成する

ここでは、当協会の著作権処理事業で扱う利用方法に限定し、契約書で必要な事項を下記にまとめました。

- ① 利用目的 (→教育・研究のため)
- ② 利用対象者 (→大学・短期大学の教職員と学生)

- ③ 利用人数（→不明。ただし、使用料の報酬あり）
- ④ 利用範囲（→複製、公衆送信権、伝達、譲渡）
- ⑤ 利用期間（4月から翌年3月までの1年度。毎年度契約更新）
- ⑥ 著作物の管理、セキュリティの方法・程度
- ⑦ 使用料の有無、金額、支払い方法

（7）権利処理システムの機能追加

15年度は、権利処理システムに以下の機能を追加した。

① 著作物登録機能について

*コンテンツアップロード機能の追加

権利者が著作物の情報を登録する際に、著作物のデータファイルも学内のサーバへ格納できるよう機能を追加した。

*使用料分配率の項目追加

登録する著作物の権利者（著作権者）が複数いる場合に、報酬としての著作権料をどのように分配するか、その分配率を数値で入力する項目を著作物情報の登録機能に追加した。

*他権利者の検索機能の追加

登録する著作物の権利者が複数いる場合に、使用料分配の都合上、著作物情報にはすべての権利者を入力する必要があるが、既にシステムに登録されている権利者情報から検索して該当者を選択する機能を設けることで、著作物情報の入力の軽減化を図った。なお、該当者がいない場合はシステムに未登録であることから、権利者が学内あるいは他大学の管理者に他権利者をシステムへ登録するよう依頼できる機能を設けることとしたが、この機能については、16年度に完成することとしている。

② 権利者登録機能について

*権利者区分の選択項目追加

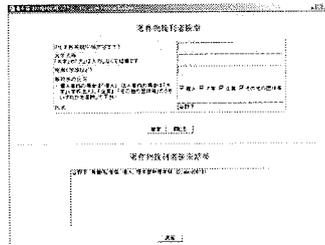
使用料を最終的に受け取る権利者（著作権者）が教員など個人の場合や一部の団体等の場合には、本事業であらかじめ所得税の源泉徴収を行う必要があるため、権利者が個人、大学（学校法人）、企業、その他団体等のいずれかであることを区分するための選択項目を権利者登録機能に設けた。

著作物情報登録画面

※赤字は入力必須項目です

著作物名 複数の著作物が一体となっている場合でも、名例は1つにして下さい (全角・半角合わせて128文字まで)			
	権利者の区分 右項目から選択して下さい	<input type="checkbox"/> 個人著作: 個人が著作(権)者である <input type="checkbox"/> 共同著作: 複数の著作(権)者が共同して著作物 <input type="checkbox"/> 法人著作: 法人等が著作(権)者である ※いずれに該当するのかわからない場合は、下記	
	著作者のID 著作者全員のIDを入力して下さい(登録者のIDは自動的に付与されます) 他の著作者のIDが不明の場合は、右の「ID検索」ボタンを押し、登録したい著作者を検索の上、選択して下さい (それぞれ半角英数字16文字まで)	ID検索 ID検索 ID検索	ID検索 ID検索 ID検索
	権利者情報 著作者のID ・権利者全員のIDを入力して下さい ・他の著作権者のIDが不明の場合は、右の「ID検索」ボタンを押し、登録したい著作権者を検索の上、選択して下さい ・著作者と著作権者が同一の場合、IDは共通で使用できます ・著作権使用料の分配率(盤数)を入力して下さい (それぞれ半角英数字16文字まで)	著作者のID 使用料分配率 著作者のID 使用料分配率 著作者のID 使用料分配率 著作者のID 使用料分配率	ID検索 ID検索 ID検索 ID検索
代表者のID 連絡代表者のIDを入力して下さい。法人著作の場合は連絡担当者、それ以外の場合は著作者のIDを入力して下さい (半角英数字16文字まで)	ID検索		
著作物の学系分類 選択画面ボタンを押して選択して下さい	選択画面表示 クリア		
区分 右項目から1つ選んで下さい (料金設定を使用料規程に沿ったものとする場合は、選択した区分によって、料金体系が決まります)	<input type="checkbox"/> 講義ノート <input type="checkbox"/> 教科書 <input type="checkbox"/> 研究論文 <input type="checkbox"/> 資料(静止画含む) <input type="checkbox"/> 作品(動画・音声除く) <input type="checkbox"/> 演習・練習問題 <input type="checkbox"/> 試験問題 <input type="checkbox"/> プログラム・データベース <input type="checkbox"/> 授業録画(動画・音声) <input type="checkbox"/> 資料映像(動画・音声) <input type="checkbox"/> 作品映像(動画・音声)		
ファイル形式 ファイル形式を入力して下さい ・複数ファイルの場合は、1つの圧縮ファイルにまとめ、その圧縮ファイルの形式を右に入力して下さい。解凍したときの複数ファイルの形式は下の「ファイルの動作環境」の欄に記述下さい (全角・半角合わせて128文字まで)	(例1: Microsoft Word) 圧縮 (例2: <圧縮ファイルの場合>		
ファイル容量 上記ファイル容量の合計を入力して下さい (半角数字8文字まで)	<input type="radio"/> KB <input type="radio"/> MB <input type="radio"/> GB (例: 200)		
ファイルの動作環境 著作物を利用するために必要なアプリケーションソフトとバージョン、その他必要な動作環境を入力して下さい (全角・半角合わせて128文字まで)	(例1: Microsoft Office2000) 解凍ソフト (例2: <解凍ファイルの場合> 動作環境		
必要なネットワーク回線の環境 (全角・半角合わせて128文字まで)	(例: ファイルサイズが大きいため、ADSL以上)		
著作物の所在 (右項目合わせて半角英数字248文字まで)	<input type="checkbox"/> ローカルファイルから選ぶ サーバの本スト名 92.135.96.101 (例: www.shijokyo.ac)		
	ファイル名 001/ (例: フォルダ名が「abc」、ファイル名が「contents.pdf」の場合、「abc/contents.pdf」) ファイルアップロード クリア		
	<input type="checkbox"/> URLを指定して著作物を選ぶ ファイル名	ファイル選択	

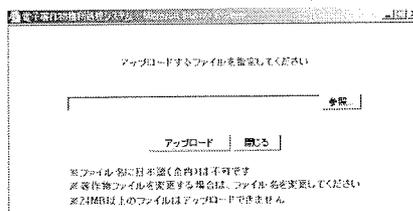
他権利者の検索機能



著作物権利者のIDがわからないときに
大学名、氏名等の情報からIDを検索

使用料分配率の入力項目

コンテンツアップロード機能



著作物のデータファイルを自己のPCから参照、選択し学内サーバへアップロード

権利者情報登録画面

電子著作物権利処理システム - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

アドレス(D) http://pr.juce.jp/pr/servlet/controller

権利者情報管理

権利者情報登録 権利者情報修正・削除 権利者情報全表示 権利者別集計 複数権利者一括登録

権利者情報管理 → 登録内容入力 → 登録内容確認 → 登録完了

権利者情報登録

ID (半角英数字16文字まで)	
パスワード (半角英数字16文字まで)	
パスワードの確認 (半角英数字16文字まで)	
大文字ID	1001
所属(学部など) (全角・半角合わせて100文字まで)	
権利者の区分	<input checked="" type="radio"/> 個人 <input type="radio"/> 大学 <input type="radio"/> 企業 <input type="radio"/> その他の団体等
氏名 (全角・半角合わせて32文字まで)	
自宅住所 (全角・半角合わせて128文字まで)	
連絡先メールアドレス (半角英数字・一部記号256文字まで)	
連絡先電話番号 (半角32文字・全角16文字まで)	
著作物の所在・フォルド名 (半角英数字・一部記号124文字まで)	
著作物の所在・フォルドディレクトリ名 (半角英数字・/ 124文字まで)	
電子通知し処理サーバ名 (半角英数字・一部記号 256文字まで)	

登録内容確認画面で、パスワードをそのまま

登録内容確認 クリア

ページが表示されました

インターネット

(8) 会計処理システムの構築

著作物の課金情報や権利者情報に基づいて、大学ごとの使用料の請求額と権利者への分配額を計算し、請求書、明細書、使用料分配額一覧、源泉徴収支払調書などの帳票類を作成するシステムを構築し、模擬的に帳票類を出力した。

なお、帳票については、16年度に大学へ意見聴取を行い、修正などを行った上で確定する。

(9) 大学間権利処理システムの今後の準備

① ガイド類の充実

大学で他者の著作物を利用した事例を中心とした「著作権に関する問答集」と著作者や著作権者の区分を事例をもとに確認できる「権利者判断システム」を完成させる。

② 権利処理システム

15年度のシステムでは、学内の管理者が権利者と利用者を登録する際に、権利者と利用者が同一人物であっても別々に登録しなくてはならない仕組みであったが、これを同時に登録できるよう機能を変更し、管理者の作業の簡便化を図る。また、登録する著作物に複数の権利者がいる場合、

使用料分配の都合上、すべての権利者を入力することが必要でシステム上管理者に依頼する機能を追加する。

③ 会計処理システム

請求書、明細書など帳票類のサンプルを作成し、大学側の意見を踏まえて修正を行い、確定する。

④ 本稼働のための説明会開催

本稼働に向けて大学が事業参加に向けて事前の準備ができるよう、会員校を対象とした説明会を平成16年6月30日に行う。

(10) 企業等外部機関との著作物利用の取り次ぎ

当初は、本協会のWebサイトに企業等から寄せられた著作権情報を掲載またはリンク接続することを構想していたが、企業等に広く協力を呼び掛けるためには限界があることから、方針を変更して、企業等のWebサイトに大学の教育研究支援の一環として、著作権情報の掲載を依頼することを文部科学省の賛同も得られようにして進めることになり、16年1月27日河村文部科学大臣に以下のような検討を要望した。

社会支援による教育の充実

- ① 教育の通用性および質保証を高めるため、産業界、法曹界、報道機関、医療・介護機関、政府機関など社会の関係機関から、インターネット等を介して教材・資料の提供、専門家による遠隔教育など多様な教育支援が得られるよう、社会による教育支援のシステム構築の必要性を賛同・提言いただきたい。
 - ② 体験情報、現場情報など生きた教材を専門家からネットワークで受けることにより、理論と実際のマッチングによる考えさせる教育、学ぶことの動機付けを提供することなど、現実感覚を持たせた分かり易い教育が可能となる。
 - ③ 本協会としては、コンテンツ提供の積極化と電子化・アーカイブ化、ホームページへの産官学連携協力のメニュー掲載、著作権使用料等への配慮、連携推進部門および著作権担当部門の明確化への協力を予定しており、後援などの賛意を得たい。(なお、メニュー内容は、協力可能な範囲とし、例えば、コンテンツ提供支援、インターネット授業支援、インターンシップ支援、ワークショップ支援、人材派遣支援、共同研究支援などを期待している。)
- ※ 産業界等への要請は、内需拡大と雇用の促進、知的財産の創出・マネージメントにつながるので政治課題の一つになると思われる。